



2025年3月11日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
代 表 者 の 代表取締役社長 新藤弘章
役 職 氏 名 (コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員 C F O 齋藤洋佑
電 話 番 号 0 3 - 6 6 2 7 - 3 4 8 7

株主優待制度の廃止に関するお知らせ

当社は本日、株主優待制度の廃止について取締役会で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待制度の廃止理由

当社は、株主の皆様のご支援に感謝するとともに、当社株式への魅力を高め、中長期的により多くの皆様に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を実施する方針でした。

しかしながら、株主優待の財源確保の計算の前提となっていた2024年10月11日付で株式交付を実施したWeCapital株式会社の株主のうち当社による連結子会社化以降もWeCapital株式会社の経営に継続関与する一部の当社株式交付対象者（以下「一部株式交付対象者」と言います。）との間で口頭で合意した当社株式の保有方針に関して重大な齟齬が生じたため、株主優待制度の廃止を余儀なくされたものとなります。

具体的には、当社は、一部株式交付対象者との間で中長期的に双方で当社株価の上昇に寄与させていくことについて口頭で合意していたため、少なくともWeCapital株式会社のNASDAQ上場までは一部株式交付対象者による大規模な株式売却を想定していなかったなかで、一部株式交付対象者が2024年12月から2025年1月にかけて逆アンアウト（業績を達成しなかった場合に一部株式交付対象者から当社株式が返却される調整条項）から除外されている交付株式数のうち50%相当の当社株式の大部分を売却していたことを当社にて2025年1月29日に振替口座簿記録事項通知報告書によって当社株式の売買記録を確認したことにより一部株式交付対象者による当社株式の大量売却を認識するに至りました。

株主優待制度は2024年10月11日付の株式交付実施後に検討したものであるため、2024年10月23日の株主優待設計時点では一部株式交付対象者に対して2024年9月中に締結した当社株式譲渡契約に追加する形で強い法的拘束力をもった当社株式の売却制限契約を締結することが時間的制約上困難であること、また株主優待の財源確保の為には一部株式交付対象者を含めた当社の主要株主が当社株式を売却しない前提であることを一部株式交付対象者に対して説明し了承されており、一部株式交付対象者が逆アンアウトで残っている当社株式の価値を棄損させる行動をしないという前提及び判断のもとについて株主優待制度の実施を検討及び取締役会決議しました。他方で、2024年12月24日付開示

資料「初回の株主優待制度に関する特例措置の追加に関するお知らせ」による追加優待の発表の時期とこれら売却の時期が重なっていたため、一部株式交付対象者によって売却された株式による優待対象者数が急増する形となりました。

本売却が、2024年12月24日付開示資料「初回の株主優待制度に関する特例措置の追加に関するお知らせ」でお知らせしました優待の対象者追加の基準日である2025年1月末までに完了していたことにより、2025年1月末時点の当社の優待対象株主様の最大数(2025年4月末まで継続保有をした場合)は9,930名、本優待に必要な原資は最大で年間11.9億円と想定されることとなり、これは2024年11月20日付開示資料「初回株主優待進呈対象予定の株主数及び優待財源に関するお知らせ」にて公表していた初回株主優待進呈のための確保済み財源1.8億円(2024年11月20日時点で想定していた対象株主様の最大人数2,965名への優待額120,000円の通期換算3.6億円の半期分)を大幅に超える優待対象者数の増加となったため、今般、当社では、株主優待制度を廃止することを決定いたしました。弊社は100位までの大株主で83%の株式を占めており、そのうち一部株式交付対象者を含めた主要株主で60%以上を保有していたことが優待計算の前提となっておりましたが、そのうちの20%近くを保有している一部株式交付対象者による売却による影響が大きく出る形となりました。

2024年11月20日付開示資料「初回株主優待進呈対象予定の株主数及び優待財源に関するお知らせ」にて公表していた初回株主優待進呈のための確保済み財源1.8億円については、当社の物件購入費用及びWeCapital社との経営統合への必要経費に充てる予定です。対象株主に付与する財源が相当程度細分化したため、優待縮小よりも企業価値向上のための物件購入や企業成長に資することが最終的には株主利益につながると判断したため廃止となりました。

また、2024年2月11日に開催されたWeCapital株式会社の臨時株主総会において当社との経営統合の促進のために取締役として選任された齋藤洋佑氏、美山俊氏、藤本勝彦氏の3名においては当時の当社株式の交付対象ではなかったため、今回の株主優待廃止に関して影響を与えておりません。

なお、当社では、2024年8月30日付開示資料「株式交付によるWeCapital株式会社の子会社化に関するお知らせ」にて、その当時にWeCapital株式会社に対するヒアリングによりWeCapital株式会社が米国NASDAQ市場に上場に向けた準備を検討している旨をお知らせするとともに、2024年12月20日付開示資料「2024年10月期通期決算説明資料」にて、WeCapital株式会社が2025年9月期中に米国NASDAQ市場に上場申請する計画である旨をお知らせしておりましたが、上記取締役の追加選任を含めたWeCapital社における代表者を含む取締役の変更について、当社では、一般的にはイレギュラーな状況であってWeCapital株式会社の米国NASDAQ市場への上場スケジュールに与える影響は小さくないと考えたうえで、現在、米国NASDAQ市場上場への影響等を精査しており、また、WeCapital社における取締役変更後の新体制のもとでWeCapital株式会社及びWeCapital社の子会社であるヤマワケエステート株式会社、ヤマワケギャランティ株式会社、ヤマワケレンディング株式会社、ヤマワケアート株式会社の事業内容や事業リスクについても精査しております。変更後のWeCapital株式会社の米国NASDAQ市場への上場スケジュール等の具体的な内容が判明しましたら改めて開示させていただきます。今後も引き続き、企業価値の向上および株主価値の向上に努め、最適な経営資源の配分、適切な利益還元の実現に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、WeCapital株式会社のうち当社による連結子会社化以降もWeCapital株式会社の経営に継続関与する当社株式交付対象者が将来的に取締役の辞任や解任等によりWeCapital株式会社と関係がなくなるケースに備えた逆アーバンアウトの対象役員の株式の取り扱いについては、今後、WeCapital株式会社と協議・交渉し

ていく予定です。

2. 株主優待制度の廃止時期

2025年4月30日を基準日とする株主優待は実施いたしませんのでご注意ください。

以 上